

平成23年第3回稲城市教育委員会定例会

1 平成23年3月24日、午後1時から稲城市役所6階603会議室において、平成23年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	川崎 寿治
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	秋山 真一
学校給食	
共同調理場所長	小川 三男
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長	吉野 正明
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	渡辺麻衣子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第8号議案
「平成23年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第9号議案
「平成23年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (6) 日程第6 第10号議案
「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (7) 日程第7 第11号議案
「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」

- (8) 日程第8 第12号議案
「平成23年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (9) 日程第9 第13号議案
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (10) 日程第10 第14号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (11) 日程第11 第15号議案
「稲城市青少年委員の委嘱について」
- (12) 日程第12 第16号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (13) 日程第13 第17号議案
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (14) 日程第14 「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成23年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんで
しょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員に願
いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会
期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第4　第8号議案を先に行
い、採決が終わり次第、暫時休憩し、再開後は日程第5　第9号議案、日程第
8　第12号議案から日程第13　第17号議案までを先に行い、その後は、議事日
程に従って進めることにいたします。

それでは、日程第4　第8号議案「平成23年度稲城市教育委員会職員の人事
について」を議題といたします。本案につきましては、人事案件であることか
ら、秘密会としたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は秘密会といたします。
本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（暫時休憩）※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

（これより第8号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙。

（これにて第8号議案の秘密会は終了）

（暫時休憩）※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

これより第8号議案「平成23年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員長 議案の結果を市長部局に報告し、戻ってまいりましたので、再開をいたします。

次に、日程第5 第9号議案「平成23年度稲城市公立学校教職員の人事について」を議題といたします。本案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩といたします。

(暫時休憩) ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第9号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第9号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※ 関係者以外の職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

これより第9号議案「平成23年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました次に、日程第8 第12号議案、日程第13 第17号議案までは6議案とも人事案件ですので、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、第12号議案から第17号議案までは秘密会といたします。本秘密会においては、傍聴者の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩) ※ 傍聴者は退席する。

(これより第12号議案から第17号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第12号議案～第17号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※ 退席した傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします。
これより第12議案「平成23年度稲城市立小中学校医の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第13議案「平成23年度稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第14議案「平成23年度稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決い

たします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第15号議案「平成23年度稲城市青少年委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第16号議案「稲城市公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第17号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3、教育行政報告を教育長より、お願いいたします。

[教育行政報告]

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

- 学校教育課長
- 1 工事請負契約状況について
 - 2 平成22年度第3回稲城市学校保健会について
 - 3 平成22年度稲城市学校保健講演会
 - 4 平成22年度2月分不登校による欠席児童・生徒数について
 - 5 複合施設ふれんど平尾関係について
- 指導室長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進・連携事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 教育相談所関係について
 - 5 その他の事業について

6 教育センター関係について

学校給食

共同調理場所長

- 1 第3回 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会について
- 2 第6回 給食主任会
- 3 学校給食に中止について
- 4 平成22年度 4月～翌年2月の給食調理数

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 青少年委員関係について
- 4 芸術文化活動の振興について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室支援事業について

体育課長

- 1 体育指導委員協議会関係について
- 2 スポーツ教室について
- 3 社会体育施設管理運営について
- 4 市立公園内運動施設管理運営について
- 5 体力づくり運動推進事業について
- 6 その他について

文化センター課長

- 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 6 平成23年2月文化センター課利用統計について

図書館長

- 1 市立図書館主催事業について
- 2 中央図書館主催事業について
- 3 分館の主な事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 学校と地域との連携について
- 6 緊急雇用対策事業について
- 7 臨時休館について
- 8 図書館の利用状況（平成23年2月）について

委員長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第6 第10号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育部

本案につきましては、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、稲城市立学校

の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、説明させていただきます。お手元の資料の中の新旧対照表をご覧くださいながら、ご説明させていただきます。

稲城市規則の臨時休業の報告というのが一番上でございますけれども、臨時休業の報告についての第4条では、学校教育法施行規則第48条及び同条を準用する施行規則第55条の規定による臨時休業の報告には、次の事項を記載しなければならないというふうにあるのですけれども、これについて、その第48条を第63条に、そして、第55条とあるものを第79条に改正するものでございます。

その下、指導要録及び抄本について定める第20条でございますが、第1項の施行規則第12条の3に規定する指導要録及びその抄本の様式は、別に定める。そして、第2項、施行規則第12条の3に規定する指導要録の抄本及び写しの送付は児童生徒の進学、または転学の30日以内にしなければならないとあります。

その中の第1項、第2項とも、第12条の3を第24条に改正するものでございます。

その下、出席簿についての第21条でございますが、施行規則第12条4に規定する出席簿の様式は別に定めるとありますが、その第12条の4を第25条に改正いたします。

その下、卒業証書についての第25条では、施行規則第28条及び同条を準用する施行規則第55条に規定する卒業証書の様式は別に定めるとありますけれども、その第28条を第58条に、第55条を第79条に改正いたします。

最後に、表簿についての第25条で、小中学校において備えなければならない表簿は、施行規則第15条に規定するもののほか、次のとおりとするとありますけれども、その第15条を第28条に改正するものでございます。

以上、学校教育法施行規則の一部改正に伴って、規則のほうを改正させていただくものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第15号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第7 第11号議案「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、図書館の所掌事務の変更に伴い、稲城市立図書館処務規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

委員 長 図書館長、お願いいたします。

図書館長 それでは、議案書の3枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が新ということで変更後、右側が旧でございます。

まず、規則の改正となったところの部分を説明させていただきます。

旧のほう、第4条、庶務係でございます。この(12)稲城市立iプラザ図書館に関することということで、ご案内のとおり、平成21年10月18日にiプラザ及びiプラザ図書館が開館しておりますが、その開館まで及び開館後しばらくは庶務的なことも結構多く発生するだろうということで、iプラザ図書館に関することを庶務係のほうに位置づけておりました。しかしながら、1年以上経過しまして、実際のところは奉仕係のサービスの調整が主な事務になっておりますので、ここの部分を庶務係から奉仕係に移す必要があるというのが本改正のきっかけとなったものでございます。

それと同じく、全体を見た中で、事務分掌を実態に合わせるといったことで、実際にやっている現場の事務を変更するものではございません。

それと、もう一点が、図書館設置条例の項に図書館が行う事業というのが掲載されております。その条例の文言と所掌事務を合わせるという作業をさせていただいております。

それと、さらには、それらを含めて、全体の整理をさせていただいたというのが今回の趣旨でございます。

上から説明させていただきます。旧のほうの第4条、館報及び宣伝に関することということで、こちらにつきましては、実際には館報を提供しているのは奉仕係でございます。それと、宣伝に関することという表現なのですが、ちょっと具体性に欠けるということで、左側、新のほう、奉仕係の(4)でございます。奉仕係のほうに、館報その他の読書資料の発行及び頒布に関することということで、より明確にして、なおかつ奉仕係のほうに入れさせていただきました。

続きまして、戻りまして、旧のほうの庶務係(9)でございます。関係各機関との連絡及び協力に関することということで、学校ですとか、地域の分校との連携、協力につきましても、実態は奉仕係のほうで担当しているところでござ

ざいます。こちらにつきましては、削除という形で、もともと奉仕係のほうに、他の図書館との連絡、協力及び図書館資料の相互協力に関する事という形で、既に連絡の関係につきましては出ておりましたので、この部分は削除する形にさせていただきます。

続きまして、(10) 稲城市立中央図書館等整備運営事業契約の履行に関する事と、(12) 稲城市立 i プラザ図書館に関する事、それと、奉仕係、旧のほうでございますが、(4) 第一、第二、第三及び第四図書館の運営に関する事という形で掲載しておりましたが、全体を整理していく中で、これらのことにつきましては、例えば、庶務係にある施設、設備の維持管理の関係のこと、予算編成に関する事、職員の服務に関する事、また、奉仕係のほうにつきましては、(1) 図書資料、視聴覚資料等々の収集、整備、保存及び利用に関する事。(2) レファレンス・サービスに関する事。これらと全て重複しておりますので、それとこの事務分掌につきましては、全館共通した事務分掌であり、館ごとに違うことをやるわけではございません。たまたま、(1) から(4) については直営、中央と i プラザについては委託という、手法が違うだけで中身は変わりませんので、個別の図書館名の記載の部分は削除させていただいたところでございます。

続きまして、新のほうの奉仕係でございます。こちらは、(1) 電子資料を追加させていただいておりますが、これは条例との整合性を図ったものでございます。

(2) 読書案内及び読書相談に関する事、こちらも条例の文言に合わせました。

(5) 配本所等の設置の部分ですが、こちらにつきましても、条例で図書館が行う事務という形で規定されておりますので、事務分掌の中にもあわせて入れさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。事務分掌の実態に合うように変更というような説明がありましたが、よろしいですか。

質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第11号議案「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第14「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。稲城市教育学

校パブリック評価の結果について、指導室長より説明をお願いいたします。

指導室長 平成22年度の稲城市公立学校パブリック評価の結果につきまして、お手元の資料をご覧くださいと思います。

学校評価は、各学校が教育機能をどのように、また、どの程度機能させているかということについて、総合的に把握し、分析して、その結果について、教育活動全般に関する改善策を立てるということを目的としております。

平成19年6月の学校教育法の改正によりまして、学校が学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するということになりました。これに伴って、稲城市教育委員会でも、市内共通の学校評価であるパブリック評価を実施して、公表させていただくものです。

評価項目、評価結果、分析等につきましては、この資料のとおりとなっております。

評価内容といたしましては、まず、1ページでございますけれども、年間指導計画がどの程度そろっていたかということで、特にここの中の太字の数字の部分、項目では斜体の字といいますか、斜め体の字のものでございますけれども、これは教育委員会として整備しなさいということで、教育課程の届け出の提出を求めているものになります。ですから、これは100%なのですが、そのほかのものについても、100%つくられているというようなこともございます。今後、一層、教育の充実ということで、指導計画の充実に努めてまいりたいと考えております。

それから、3ページについては、基礎・基本の徹底ということで、これはパブリックプランに基づく内容がどのくらい実施されているかということでありますけれども、資料の数値についてはそのとおりでございますが、特に11番の連合スポーツ大会については、実施状況はCというのが33.3%ということでありましたが、これは本年度、雨天のために実施ができなかったということで、評価そのものが、実施に至るまでの過程までの評価となってしまっている。あるいは、事後の評価になっているというようなことがございまして、低いものと思われております。

それから、5ページの、3、本物との出会いということの評価については、小学校の外国語活動、それから、宿泊体験学習の小田良の里等についてのC評価が27.3%あるというようなことで、今後、これも充実していく必要があるかというふうに考えております。

4番の連携というものが7ページにございます。これについては、これは連携の中で、30番、31番、32番ということで、教員研修、それから、外国語活動、国際交流等、特色ある教育活動。これはその大学との連携等の中での評価になりますので、事業そのものだけではないということなのですが、今後の連携を強めていく必要があるだろうというふうに考えております。

その次の資料編については、小中学校の教科別の例でございます。今後も各学校の指導助言に、これをもとに努めてまいりたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

委員長 室長より報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。
伊勢川委員。

伊勢川委員 エデュケーションプログラムの結果のところですが、今、キャリア教育というのが非常に言われていると思うのですが、中学校か何かでしたら職場体験とか、色々なそういうのをやっていますけれども、これは職場体験とか、そういうものだけではなくて、もっとほかのものも充実させないと、こういう数字はもっと上がらないということなのではないでしょうか。これはどういう、よく意味がわからないのですが、
1点目のところに数字があったのですが。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 1ページ目のキャリア教育指導計画の点でございますけれども、これについては、小学校、中学校のキャリア教育のところを見ますと、資料編のほうの後ろから2ページ目が小学校になるわけですが、小学校のキャリア教育の方針等の計画があるというのが27.3%と低くなっています。

それから、中学校のほう、次のページになりますけれども、見ますと、100%ということになりまして、これについては、キャリア教育については、中学校はもう直近の評価ということがございますので、十分に実施しているということなのですが、小学校のほうではまだなかなかキャリア教育、あるいは企業教育というようなことについて、まだなかなか充実してこないというところがございます。そういう点では、将来の自分が夢を持って、どういう設計をしていくかというようなことについては、稲城の子ども達の自己有用感とか、そういうことも含めながら、こういう計画をさらに小学校の段階でつくっていくことが必要であると。

そんなことで、今後も小中学校を含めて、きちんとしていかなければならないところであるというふうに考えています。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
稲垣委員、お願いいたします。

稲垣委員 ちょっと同じような質問なのですが、21番の問題行動発生時対応マニュアルの有無がなしというほうが35.3%、これはどういう中で35.3%ということなのではないでしょうか。それは学校ごととしてですか。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 問題行動の対応マニュアルについては、学校ごとでの数になるわけなのですが、先程の小学校と、あるいは中学校のページをご覧くださいますと、やはり問題行動の発生時対応マニュアルとしては、小学校が54.5%と低くなっているわけです。そして、中学校のほうは83.3%というふうになっておりまして、そういう点では、子ども達の問題行動ということについて、やはり今後、もう少し危機管理の能力を高めていかなければ、意識を高めていかなければならないというところであろうかと考えております。

また、今後、このような指導計画、あるいは対応マニュアルについては、教育委員会として、毎年少しずつ加えながら、教育課程の届け出のときに必ず提出するようにというようなことは求めておりますので、今後、さらにそういう提出を増やしていったら、各学校のマニュアル、あるいは指導計画の充実に努めてまいりたいと思っております。

委員長 ほかにはいかがですか。
では、教育長、お願いいたします。

教育長 1ページなのですが、今、お話がありましたように、この計画、あるいはマニュアルが必要ということで、整えてきているということで、本当にいいですが、必要性を訴えて、整備するようにという指導をしているのだらうと思うのですが、そういう中で、なかなかそろって、徐々にそろってきているのだらうと思うのですが、その辺で、その指導といいますか、その辺をちょっとお話ししていただければと思いますが。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 このようなマニュアル関係、あるいは指導計画については、色々な事件だとか事故だとか、そういうことが他地区で起こったり、あるいは都立学校で起こったりするときに捉えて、校長会を通じて指導してきているところでございます。

ただ、そういう指導の中で、できるだけ充実していきなさいということで、指導上はしている中で、各学校が主体となつてつくっているものでありまして、先程申し上げましたように、教育委員会として、必ずつくって出なさいというようなレベルにまではまだ指示していない内容ですので、これから、そういうような色々な子ども達にかかわる諸問題を未然に防いでいくという点では、さらに提出をしっかりと求めていくような内容を充実していかなければならないというふうに考えているところです。

例えば、ここに出ていませんけれども、会計事故の防止の規定とか、あるいは個人情報保護の校内規定というものについては、ここには出ていませんけれども、100%つくらせているというようなことでもありますので、これに含まれていないものでも、提出を求めればすぐ出てくるものもあるということでご

ございます。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。
よろしいですか。それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

(午後 3 時閉会)